

國病院ノ公有化

■15 労働法ノ改正

■16 労働會館ノ建設

■17 組合病院ノ設立

規約

第一章 目的及組織

- 第壹條 本組合ハ組合ノ主義綱領ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス
- 第貳條 本組合ハ本規約ヲ遵守スル職工及之ニ附隨スル労働者ヲ以テ組織ス
- 第參條 本組合ノ資金及經費ハ組合員ノ釀出ニ據ル
- 第四條 本組合ノ收支計算ハ毎末年之ヲ公告ス
- 第五條 本組合ハ本部ヲ大阪市ニ置キ必要ニ應ジテ各地ニ支部ヲ置ク

第二章 事業

- 第六條 本組合ノ事業左ノ如シ
- 一 共濟部
 - 一 出版部
 - 一 法律部
 - 一 購買部
 - 一 技術部
 - 一 紹介部
 - 一 宣傳部

共濟部 當分ノ間各支部ニ於テ自治的ニ之ヲ設立セシメ必要ニ應ジテ本部ハ之ガ援助ヲナス

出版部 毎月二回乃至三回定期ニ機關新聞紙ヲ發行シ又時々小冊子ヲ刊行ス

法律部 法律ニ關スル顧問トナリ組合員ノ權利ヲ擁護ス

技術部 組合員ノ質疑ヲ應答シ發明意匠考案者ヲ表彰シ技術練磨ノ爲見學旅行ヲ爲ス

紹介部 組合員ノ失業者アル時其依頼ニヨリテ就職ヲ斡旋ス

購買部 日用品ヲ共同購買シ加工又ハ加工セズシテ組合員ニ廉賣ス

宣傳部 組合ノ主義綱領ヲ貫徹スル爲メ時々講演會ヲ開催ス

第三章 組合員及組合事務

第七條 本組合員ハ本組合ノ主義ニ共鳴シ組合ノ規約ヲ遵守シ併セテ入會金五拾錢及組合費一箇月金貳拾錢ヲ釀出スルモノトス

第八條 既納ノ組合費ハ一切返戻セズ